調布そらいろ保育園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり当園が保護者様に説明すべき内容は次のとおりです。

１　運営主体

事業者の名称	社会福祉法人なないろ
事業者の所在地	〒272-0035　千葉県市川市新田 3-15-5
事業者の電話番号	047-377-3477
理事長名	小島章敬

２　事業の概要

種別	認可保育園
名称	調布そらいろ保育園
所在地	〒182-0026　調布市小島町 1-16-3
電話番号・ＦＡＸ	電話：042-426-7022・FAX：042-426-7122
責任者氏名	青沼亜希子
開設年月日	2021 年 4 月 1 日
利用定員	60 名 0 歳児⇒6 名 1 歳児⇒10 名 2 歳児⇒11 名 3 歳児⇒11 名 4 歳児⇒11 名 5 歳児⇒11 名 ※0 歳児は 57 日～のお預かり
取扱う保育事業	延長保育 一時預かり（コロナウィルス対策の関係で見送り中）

３　施設・設備の概要

建物	RC 造　7 階建の 1F 部分　　延床面積　　296.94 ㎡		
施設設備の数と面積	乳児室・ほふく室	2 室	63.77 ㎡
	保育室・遊戯室	4 室	163.97 ㎡
	調理室	1 室	22.54 ㎡
	幼児用トイレ（沐浴室含む）	2 室	19.85 ㎡
	事務室（医務室含む）	1 室	12.44 ㎡
	その他		78.14 ㎡
屋外遊戯場 （代替場所）	屋外遊戯場　1958.21 ㎡ （代替場所　上布田公園）		

４　事業の目的、運営方針

目　　的	子どもたちの健全な心身の発達を図れるよう、生活の環境の整備等を進めて子どもたちの最善の利益を増進いたします。また地域福祉の拠点となるべく施設つくりを進め子育ての拠点を目指します。
運営方針	理念 子どもたちの伸びしろは無限。その伸びしろを最大限引き延ばし、共に育ちあう場を創造します。 目標 ・のびのびと自分を表現できる子ども ・心身ともに豊かな子ども ・感謝の心を忘れない「利他」の心を持った子ども

５　職員体制

職　種	配置人数	職務内容
責任者	1 人	園の運営管理
主任	1 人	保育士の育成等
保育士	12 人（常勤：8 人、非常勤 4 人）	保育業務
栄養士	1 人（常勤：1 人）	献立作成 保護者対応
調理員	2 人（常勤：1 人）	調理業務

６　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日は休園となります。

７　保育を提供する時間

（１）開所時間

月曜日から金曜日	午前７時００分から午後８時００分まで
土曜日	午前７時００分から午後７時００分まで

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
延　長　保　育　時　間	午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

（３）保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の範囲で保護者の就労等に応じた上限 8 時間まで
延　長　保　育　時　間	上記時間内で 8 時間を超えて利用する時間

※保育時間の算出方法。保育園から会社までの通勤時間＋30 分（用意などの時間を含めて）を保育時間とさせて頂きます。

（４）延長保育について

延長保育を希望の場合は前日までにコドモンにて延長保育にかかる時間とお迎えに来る人の名前の入力をお願いします。
また当日突然の延長になった場合は、分かった時点で、園までご連絡をお願いします。
※職員配置の関係がありますので、必ずご連絡お願いします。

延長保育利用対象者

・当保育園の利用者
・対象児童が延長保育利用開始日に満 1 歳以上であること。
・就労等の都合で、認定を受けている利用時間の範囲内に保育にあたることが出来ないこと。

（５）土曜保育について

希望する方は必ず、14 日前までにお申し出ください。給食の食材手配や職員の体制を整える必要がありますのでご協力をお願いします。

土曜保育利用対象者

保護者のどちらかの仕事等がお休みの場合は、ご家庭での保育にご協力ください。
また、就労証明を提出していただくこともあります。

（６）その他

・ご両親がお休みの場合は家庭保育をお願いします。
・新型コロナウィルス感染対策として、ご家族に発熱者や倦怠感の症状がみられる場合には家庭保育をお願いしております。
・ご家族の方が PCR 検査を実施した場合の自宅待機期間中も、家庭保育をお願いしております。
・新型コロナウィルス感染症の流行度合いによって、園より産休、育児休暇中の方には家庭保育をお願いする場合があります。
・緊急事態宣言などの発令によりお願いの内容は変更になることもございます。

８　利用料金等

（１）延長保育料

延長保育時間	延長保育料		
	保育標準時間認定		保育短時間認定
	月額	日額（スポット）	
～午後７時	3,500 円	700 円	午前 7 時～午前 8 時 29 分, 午後 4 時 31 分～午後 6 時 の時間帯を利用する場合 30 分 300 円
～午後８時	12,000 円	2,400 円	

（２）食費

	３～５歳児クラス	０～2 歳児クラス
主食費（ごはん、パン等）	市で負担	市で負担
副食費（おかず、おやつ等）	保護者負担（4500 円/月）	保育料に含む

９　料金の支払方法

現金払いとする。
＜支払方法＞
園から毎月、月初に利用者の皆様へ封筒を手渡しますので、封筒に現金を入れた上で職員に直接渡していただきますようお願いします。
＜支払期日＞
毎月月末締めとし、翌月 15 日までに支払うものとします。

１０　提供する保育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

（１）食事の提供

児童の年齢に応じ，以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食
0 歳児	11 時頃～11 時半	15 時頃
1 歳児	11 時頃～11 時半	15 時頃
2～5 歳児	12 時頃	15 時頃

※ 献立表は前月末までに保護者様へ配信いたします。
※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば事前にご相談ください。
また食物アレルギーの除去、解除については医師の指示による指示書の提出が必要です。
ご相談ください。
※ 自園調理を実施します。
※ 食材表を元に、未食の食材はご自宅でお試しいただいた後に提供いたします。

（２）主な年間スケジュール

月	行事名	保護者参加
5 月	こどもの日を祝う会	×
6 月	個人面談	○
7 月	七夕	×
8 月	スイカわり大会	×
9 月	引き取り訓練　十五夜	○
10 月	懇談会　ハロウィン	○
11 月	おいもほり	×
12 月	生活発表会	○
1 月	お正月遊びの会	×
	個人面談	○
2 月	節分	×
3 月	桃の節句	×
	卒園式	○
	懇談会	○

※スケジュールはあくまで予定ですので、変更の場合があります。その際はお便りでお知らせします。

（３）行事について
生活発表会を実施し、年に 1 度子どもたちの成長した姿を保護者の皆様と一緒に喜び合いたいと考えています。子ども達に負担のないよう、日常的に取り入れている遊びや活動の発表の場となります。

（４）その他
①お誕生日会はその子の生まれた日にお祝いします。
（お休みの場合が近くの日程で）
②保護者会/年 2 回　個人面談/年 2 回

③保育参加　1日2組のご家庭の参加が可能です。（ご予約制）
　実施期間：5月～11月の間に実施します。
　実施時間：午前～給食まで（お子様と一緒に給食を食べて頂きます）
　※給食後は自宅保育のご協力をお願いします。
④健康診断、歯科健診は年に2回実施します。乳児検診は毎月実施（嘱託医が園にきます）

１１　利用の開始および終了に関する事項

当園は、市が行う利用調整により当園の利用を決定・開始します。保育を受ける必要性の高い子どもが優先的に利用できるよう、選考されています。

また、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（１）園児が満6歳に達したとき
　（ただし、満6歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
（２）児童の保護者が、市が定める入所基準に該当しなくなったとき。
（３）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

１２　嘱託医

以下の医療機関（小児科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	にしぼりこどもクリニック
医　院　長　名	西堀　由紀野
所　　在　　地	東京都調布市下石原2-6-14
電　話　番　号	０４２－４４４－５５６０

以下の医療機関（歯科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	ときざき歯科
医　院　長　名	時崎　照彦
所　　在　　地	東京都調布市調布ヶ丘1-31-8
電　話　番　号	０４２－４８９－６０６１

１３　緊急時における対応など

（１）保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。
（２）その他
　① 緊急連絡先は勤務先となります。
　勤務中、携帯電話・スマートホンが手元にない場合はご遠慮ください。出張や外回りなど、勤務先が異なる日は登園の時点でコドモンにてお知らせ下さい。

１４　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応いたします。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

●防災頭巾の用意をお願いします。入園時にお預かりします。
※名前を記入してください。

●保育園では、火災、地震などの災害を想定して月に１度避難訓練を実施しています。訓練では初期消火訓練、通報訓練等を実施します。

●災害時の避難場所
避難場所
第一避難場所：調布そらいろ保育園
第二避難場所：調布市立第一小学校(小島町 1-8-1)

●引き渡し訓練
9 月（第一避難場所で引き渡し訓練の実施します）
詳細は園だよりにて配布しますのでご確認ください。

１５　虐待防止のための措置に関する事項

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
（２）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
（４）その他虐待防止のために必要な措置

１６　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	（施設賠償） ●対人１名　　2 億円 ●1 事故 5 億円 ●対物 1 事故 200 万円 （生産物償） ●対人１名　2 億円 ●1 事故 5 億円 ●対物 1 事故 200 万円

１７　苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主任
相談・苦情解決責任者	園長

面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

１８　第三者委員会

保育園の苦情相談窓口で解決できない要望・苦情について第三者委員会へ相談をお願いします。

自治会長	氏名　井上　明生
民生委員	氏名　加藤　美津

１９　個人情報の取り扱いについて

（１）事業者および従事するすべての職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者およびその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

（２）（１）の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供することがありますのでご了承ください。

（３）（１）の定めに関わらず、運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、文書で保護者の同意を得るものとします。

（４）当園は、保育の提供に当たっての保育計画や保育記録、苦情の内容の記録、事故が発生した場合の事故の状況や事故に際してとった処置を記載した諸記録を作成・整備し、契約終了後または契約の解約後５年間保存します。なお、保存期間が経過した際には（１）に則り破棄します。

（５）園内の掲示物について、園内の壁面や入口部分等に写真を掲示する予定です。また、写真をＷＥＢより購入ができるようになります。ここにお子様が出ることを控えてほしいなど、お子様の写真がでることについて、要望があればお伝えください。

※記入欄あり。

（６）小学校への入学時、他の保育園・幼稚園への転園時については、小学校・保育園・幼稚園に対し保護者の同意を得たうえで個人情報を提供致します。

２０　その他保護者に説明すべき事項

（１）欠席する場合または登園の時間が遅れる場合は朝 9 時までに連絡をお願いします。また育休、産休中の**保育時間は 9 時～16 時**となりますのでご注意ください。

（２）お迎え時間の変更のある場合は分かった時点でご連絡をお願いします。また契約時間内でのお迎えをお願いします。

（３）毎朝、お子様の検温をお願いします。

（４）感染症について、集団生活での感染を防ぐため、保育園の登園を自粛していただくことがあります。また感染症の中で医師の登園の許可（登園届）が必要なものがあります。登園届については園にあります。必要な際にお声かけください。

（５）発熱のある場合について

・登園前には必ずお子様の体温や健康状態等の確認をお願いします。

一般的な目安として、37.5 度以上の有熱の際は、お預かりができません。

・保育中 37.5 度以上または平熱より 1 度上昇した時点でご連絡いたします。（体調によってはお迎えをお願いすることがあります。）

・37.5 度に上昇した時点でお迎えの要請をさせて頂きます。また保育中に明らかにぐったりしているなど、体調の変化によってご連絡させていただきます。

・37.5 度以上の発熱がみられた場合、解熱してから、24 時間平熱の状態であれば登園ができます。

（６）与薬について、医療行為となるためお預かりすることが出来かねます。ただし、慢性疾患などあればご相談ください。内服薬についても、医師に保育園に通っている旨を伝え、朝夕で薬を処方していただくようお願いします。

（７）冷凍母乳はお預かりしません。哺乳瓶、ミルクは園でご用意させて頂きます。

（アレルギーなど個別の対応が必要な場合はご相談ください）

（８）保育園入園後に、家庭の状況等以下のような変動があった場合は、園にお知らせください。

①退園する場合

②勤め先が変わった場合、就労形態が変わった場合、退職（転職）をした場合

③住所、氏名が変わった場合

④婚姻、離婚等、家族状況が変わった場合

⑤認定内容（保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間等）が変更になった場合

⑥随時に延長保育が必要な場合

（９）けがの場合

万が一お子様がけがをした場合、応急処置を行い受診が必要な場合は保護者の方にご連絡させていただきます。また年度始めにお子様の保険証・乳児医療証の写しをご提出して頂きます。また保険証の内容に変更等あればその都度ご提出をお願いします。

２１　健康管理について

全てが新しい生活と環境で、さらに長時間の生活ですので、次の諸点にご留意ください。

～生活面でのお願い～

●家庭で朝食を食べる習慣をつけましょう
●睡眠は十分にとりましょう。
●爪は短く、髪は清潔にしましょう
●毎朝、検温をしましょう

～登園ができない状態または登園を控えて頂く場合～

●登園時 37.5 度以上の有熱の際は、お預かりができません
●朝、健康状態がすぐれない時は、無理に登園させないようご協力ください。
●予防接種を受けた日は、当日登園できませんのでご了承ください。
午後の早い時間にお迎え来て頂き予防接種を受けてもらうことをお勧めします。
●強く頭を打った場合は 24 時間様子を見てください。

～ご相談ください～※職員に直接お伝えください。

●朝、健康面で気になったことがあった場合。
●持病のある場合は、前もって担任まで知らせてください。
（ひきつけ、脱臼、ヘルニア、熱性けいれん、その他）
●座薬・エピペンの使用について

～薬について～

●保育園では薬をお受けできません。医師に保育園へ通っている旨をお伝え頂き、朝夕の２下位で処方いただくようお願いいたします。
（慢性の病気等の場合はご相談ください。）

～届出が必要な場合～

●家庭内で感染症が発症した時

●園児が感染症の病気になった時
登園の際には、「登園届」が必要です。該当する時に園からお渡しします。治癒証明書なども求める感染症もあります。

～送迎をお願いする場合～

●発熱した場合
37.5 度以上でご連絡します。熱が高くなくても、咳がひどい、下痢や嘔吐を繰り返す等の体調不良が見られた場合にもお迎えをお願いすることがあります。また 37.5 度以上熱が上昇した場合はお迎えをお願いします。
37.5 度以上の発熱がみられた場合、解熱してから、24 時間様子をみて平熱であれば登園ができます。

◆発熱以外でお迎えをお願いする場合
・下痢や嘔吐を繰り返す場合
・普段と明らかに様子がおかしい場合（ぐったりしている、咳込みがひどく給食が食べられないなど）
・その他で気になることがあればご連絡します。

～万が一の場合～

●万が一お子様がけがをした場合、応急処置を行い受診が必要な場合は
保護者に連絡させていただきます。

～その他～

●噛みつきについて
子どもたちの成長の段階で、お友達を噛んでしまう、いわゆる“かみつき”が発生することがあります。言葉で伝えたいけどまだ、言葉がでない発達段階の子もいます。保育者は良く見ていますが、どうしても発生する事案です。
発生した場合は噛みつかれた子、噛みつかれた子、双方の保護者にお伝えします。またご家庭で兄弟を噛んだや親を噛んだなどあれば職員にお知らせください。

～送迎時のお願い～

●保育園に駐車スペースはございませんのでご注意ください。やむなく車での送迎をする場合は近くのコインパーキングをご利用ください。また路上駐車は近隣住民の方へのご迷惑となりますので、ご遠慮ください。